

○ 茨城県立医療大学附属病院感染対策チーム(ICT)要領

(目的)

第1条 この要領は茨城県立医療大学附属病院感染対策委員会(以下「委員会」という。)要綱第12条第1項に基づき設置する感染対策チーム(以下「ICT」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 ICTは次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副院長
- (2) 診療部医師
- (3) 看護師長
- (4) 看護師
- (5) リハビリテーション部技師
- (6) 医療技術部技師
- (7) 病院管理課員
- (8) 病院長が指名する教員

2 第1項に掲げる者のうち、原則として次の条件を満たす者を含むこととする。

- (1) 感染症対策に3年以上の経験を有する専任の常勤医師
- (2) 5年以上感染管理に従事した経験を有する専任の看護師
- (3) 3年以上の病院勤務経験をもつ感染防止対策にかかわる専任の薬剤師
- (4) 3年以上の病院勤務経験をもつ専任の臨床検査技師

(協議事項)

第3条 ICTは以下の事項を協議する。

- (1) 病院感染、病院感染症のサーベイランス
- (2) 感染対策の推進
- (3) 感染対策の立案、実施、評価
- (4) 患者、職員の教育、啓発
- (5) 感染症例に対する緊急的対応
- (6) 病院感染アウトブレイク時の対応

(委員長及び副委員長)

第4条 ICTには委員長を置き、委員会の副委員長をもってこれに充てる。

2 ICTには、委員のうちから互選された副委員長を置き、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(全体調整会議)

第5条 ICT委員長は、原則として月1回会議を招集し、開催するものとする。ただし ICT委

員長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

2 ICT 委員長は必要と認めるときは、チームの構成員以外の職員を全体調整会議へ出席させ、協議事項について説明を求め、意見を述べさせることができる。

(一部会議)

第6条 ICT委員長は、臨機の措置に対応するため、必要に応じ一部会議を開催することができる。

(業務内容)

第7条 ICT は以下の業務を行う。

- (1) 週1回程度、定期的に病棟を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行う。巡回、院内感染に関する情報を記録に残す。
- (2) 感染症週報を作成し院内感染状況の把握を行い、感染症発生の予防及びそのまん延の防止を図る。
- (3) 抗菌薬の適正使用を推進するため、抗 MRSA 薬、第3世代以降セフェム系抗菌薬及びカルバペネム系抗菌薬の使用に際して届出制とし、その投与量・投与期間の把握を行う。
- (4) 感染対策マニュアルを作成し、職員がそのマニュアルを遵守していることを巡回時に確認する。
- (5) 病院職員に対する感染症抗体検査及び予防接種等を実施する。
- (6) 年2回程度、病院職員を対象とした院内感染対策に関する講習会を立案し、実施する。
- (7) 年4回以上、感染防止対策加算1を算定している医療機関が主催する感染防止対策連携カンファレンスに参加する。
- (8) 感染症例に関する緊急的対応を行う。また、アウトブレイク発生時には改善策を講じ、迅速に対応する。
- (9) その他、委員会において院内感染対策に必要とされる業務を行う。

(その他)

第8条 ICT に関する事務は、臨床検査科担当者及び病院管理課で処理する。

付則

この要領は、平成20年5月20日から施行する。

付則

この要領は、平成27年10月8日から施行する。

付則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付則

この要領は、平成29年5月29日から施行する。